

敦煌凌胡隙址出土冊書の復原

大庭脩

一 冊書復原の基礎条件

本簡研究上の重要な基礎作業として冊書の復原があげられる。簡牘は書写の目的により单一の簡牘そのものが完結体として用いられた場合もあるが、多くは何簡かの冊書の中の一簡として書かれ、編まれていたものである。従つて、簡牘研究上单簡孤牘としてではなく、簡牘相互の関連の可能性を考えていなければならない。

冊書中の一簡という考え方には、簡牘研究者は誰も心得ている常識である。しかし常識は必ずしも常に注意されているとは限らない。

簡牘研究の開拓者、王国維の『流沙墜簡』における分類や、劳榦の一九四九年版『居延漢簡考叢 釈文之部』の簡の排列は、簿書、戍役、器物、烽燧等に分類されて排列されている。これは内容別分類であり、それはそれで意味があるのだが、この分類は出土地が余り大きくなっている。シャバンヌの配列も既に一種の内容別になつておらず、劳榦の一九七〇年の『居延漢簡』はほぼ出土番号順

であるが写真の配列によつて変り、『居延漢簡甲編』も同断である。その上この両著は自著独自の番号を与えているのは好ましくない。

必要以上に個別の番号をつけることは、手数を増し、大して利益はない。『居延漢簡甲乙編』『居延漢簡新編上』が共に原簡番号順に配列したことは、ようやく本来の姿を得たものといえる。

そして敦煌漢簡についていえば、林梅村、李均明編、『疏勒河流域出土漢簡』の書がはじめて完全な出土番号順配列を行なつたのである。

敦煌漢簡の研究については、シャバンヌ、羅振玉・王国維、マスペー、張鳳の研究⁽⁶⁾があつて以後、夏鼐の『新獲の敦煌漢簡』、馬圈湾⁽⁷⁾、酥油土、玉門花海の新発掘が加わって、敦煌漢簡といつても簡単には尽くせぬ程資料が増加してきたが、研究の上からいようと最初に刊行されたシャバンヌの書に発表された写真が全体の八割にとどまたのに、残りの写真が未刊行のまま今日にいたつてしまつたのは惜しいことである。私は一九七二年に敦煌漢簡を親しく調査する機会を得たが、私なりの釈文補正は行なつたものの写真刊行までは及ば

なかつた。¹⁰ 今回許可を得てその刊行を企てているが、大英図書館より送ってきた写真を見ると、シャバヌス刊行当時と比較して状態の悪化は著しく、今後何年かを経れば全部真黒になってしまうだろうと思われる。それにつけても心配なのは台湾の中央研究院歴史語言研究所にある一九三〇・三一年出土の居延漢簡である。なるべく早くマイクロ化ができないものかと憂慮される。識者の御理解を得たいものである。

さて、以上に述べた出土地別、原簡番号順の釈文の発表がもつとも基礎的作業としてまず行なうべきであるという主張は、木簡はまず考古学的資料として取扱えという、故岸俊男教授年米の主張であり、木簡学会の基本的な考え方である。そしてそれが冊書復原作業への手がかりとなる。同一出土地でなければ冊書であつたと考へることはまずあり得ない。「出土地が同一である」というのが冊書復原の基礎条件の一つである。

次は筆跡の問題で、「筆跡が同一である」ことが基礎条件の二である。異なる筆跡が同一冊書中にあることは皆無ではない。一九七三・七四年出土居延漢簡のE.P.F.22-82には判詞が異筆で書かれているからで、判辞が別簡に書かれていることもあるだろう。また、一九三〇・三一年出土居延漢簡中の「永元器物簿」は異なる時期の簿を再編成しており、こういう場合も筆跡は異なることがある。

次は簡の材質の問題で、おそらく「材質が同一である」ことが基

礎条件の三」と考えてよいだろうと思う。これは原簡に触れつつ作業をしたのではないから、確信を持って言うわけにはゆかぬが、ほぼ間違いないだろうと思う。極端にいえば竹簡と木牘で冊書になることはまずないだろうし、「両行」を用いればみな「両行」を用いる可能性は大きい。ただ『独断』の冊書の説明に

其制長二尺、短者半之、其次一長一短、両編、

といつて長さ二尺の簡と一尺の簡を交互に編むといい、甲骨文等の冊字には中の字様が存在するから、儀式的な正式の冊書には長短の簡を一緒にする場合がある。しかし材質は同じものであろう。写真でも木目の広狭や質の密粗は見わけがつくから、実物にふれなくとも考慮の内に加えることは十分できる。

最後は内容の問題で、「内容に関連があること」が其礎条件の四である。蛇足であるが基礎条件としては抜くわけにはゆかない。

一九三〇・三一年出土の居延漢簡には、冊書の編(木簡を結びあわせている紐)のついたままの冊書が二つ出土した。一つは七五簡よりなる永元器物簿であり、もう一つは三簡よりなる永光二年(前四二)の甲渠候長鄭赦の忌引届、父親の喪の為の賜暇願である。一九七三・七四年出土の居延漢簡では、「建武五年居延令移甲渠吏遷補牒」(E.P.F.22-56-60)、甘露二年(前五二)丞相御史書(E.S.T.1-13)、永始三年(前一四)詔書(簡番号不明)、始建國二年(一〇〇)

橐他塞莫當隸守御器簿(簡番号不明)、建武三年(二七)大將軍居延

都尉吏奉穀秩別令（E.P.F.22・70-79）、建武三年候粟君所責寇恩事（E.P.F.22・1-36）、建武三年燐長病書牒（E.P.F.22・80-82）、建武六年（三〇）甲渠部吏母作使屬國秦胡盧水土民（E.P.F.22・六九六・四一・四二）、建武初年相利善劍刀など既に発表されたものを含め五十種を上まわる冊書が出土している。編のあるものは少ないが比較的容易に冊書復原が可能なようで、それは考古学的発掘が正確になされた結果であろうと思う。ことにE.P.F.22の上番号を持つものは、F.22という甲渠候官遺址の文書室にあつたもので、甲渠候官砦廢止当時にお有効な文書であった。従つて整理は比較的容易なのではないかと思う。

ただ編が失なわれたため、微妙な所で議論が必要な例があり、たとえば建武三年候粟君所責寇恩事のE.P.F.22・33簡は「右爰書」とある簡であるが、この簡の位置を三十三番に置く説と二十九番に置く説とがあり、この位置如何によつてはE.P.F.22・29・32の四簡が爰書か否かという本質的な論議を必要とするし、永始三年詔書冊の第一・一二簡の排列に関して議論がおこるのである。

なお広く居延漢簡以外に眼を転してみると、武威磨咀子出土といふ「王杖詔書・令」冊書二十六簡や甘谷県渭陽の後漢墓出土の二十三簡よりなる甘谷漢簡など、冊書の数は急激に増えた。

私はかつて、一九三〇・三一年出土居延漢簡中の第三の冊書として「元康五年詔書」冊の復原に成功し、以後紹介された一九七三・

七四年出土居延漢簡の冊書について二・三の意見を述べ、また一九三〇・三一年出土居延漢簡の中に「騎士簡冊」のあることも指摘した。

これらの経験を通して敦煌漢簡を見ると、冊書に復原できる簡があることに気がついた。本稿はそのことを述べようと思う。なお、スタイン第二次探検で発掘された漢簡は七〇二点であるが、T.VI出土簡が二六〇簡、そのうちbi出土簡が二四四簡に及ぶ。およそ三分の一がT.VI地点で出土した。あたかも一九三〇・三一年居延漢簡の中のA.8、甲渠候官出土簡に匹敵する。そしてその地点は凌胡燐の遺址とみなされている。これが本稿標題の所以である。

二 詔書冊（その一）

冊書復原の最もたやすいのは詔書冊である。それは詔行下の辞といわれる上級官から下級官に下される

月日、某官下某官、承書從事下當用者、如詔書、

という形式の執行命令が必ずつき、それが上級官庁から下位へゆくほど多くなってくる。詳細な考証は拙著を御参考にしていただくとして、一つのサンプルとして、私の復原した元康五年詔書冊を次に書いておく。

(1) 御史大夫吉昧死言丞相相上大常昌書言大史丞定言元康五年五

- (2) 月二日壬子夏至宜寢兵大官抒
井更水火進鳴雞謁移以聞布當用者 臣謹案比原宗御者水衡抒
大官御井中二千石令官各抒別火 一〇・二七
官先夏至一日以除燃取火授中二千石官在長安雲陽者其
民皆受以日至易故火庚戌寢兵不聽事盡
- (2) 甲寅五日臣請布臣昧死以聞 五・一〇
制曰可 二二二二・一一六
- (4) 元康五年二月癸丑朔癸亥御史大夫吉下丞相承書從事下當
用者如詔書
- (5) 二月丁卯丞相相下車騎將軍中二千石郡大守諸侯相承
書從事下當用者如詔書
- (6) 少史慶令史宣王始長 一〇・二二一
- (6) 三月丙午張掖長史延行大守事肩水倉長湯兼行丞事下屬國農部都
尉小府縣官承書從事
- (7) 下當用者如詔書／守屬宗助府佐定 一〇・二二一
- (8) 閏月丁巳張掖肩水城尉誼以近次兼行都尉事下候城尉承書從事下
當用者如詔書／守卒史義 一〇・二二九
- 閏月庚申肩水土吏橫以私印行候事下尉候長承書從事下當用
當用者如詔書／令史得 一〇・二二一
- (1) (2) 簡が御史大夫内吉の上奏文で、(3)の制可を加え、(1)・(2)・
この釈文のうち嬰國の國をシャバンヌは未釈で残し、承書從事は
シャバンヌ、労轄共に奉書行事とし、令史偃の前の斜線は從來の釈

(3) 簡が詔書である。この詔書を、御史大夫→丞相(4)、丞相→郡太守
(張掖郡太守) (5)、張掖太守→部都尉(肩水都尉) (6)、肩水都尉→肩水
候(7)、肩水候→下級官(8)の順に執行命令を附して下しているのであ
る。

さてこの元康五年詔書冊を手がかりにして詔書の執行命令を探
してみると T VII bi 19 簡が目につく。この簡は林梅村、李均明両氏
編『疏勒河流域出土漢簡』では42番、シャバンヌの“Les docu
ments chinois découverts par Aurel Stein dans les sables du
Turkestan oriental”では138番で写真があり、王国維の『流沙墜簡』
では簿書四である。これらの番号をいちいちこのように書くのは繁
雑であるから、基本は林・李両氏の編著『疏勒河流域出土漢簡』
の番号によつて示し、あとはその後に略号で記入する。すなわち、
疏42 (19, C 138, 王簿4) と標記する。本稿は T VII bi 出土簡のみを取
扱うので遺跡番号も省略する。林・李両氏の書を主な番号としたの
は、中国の研究者が容易に依存するのは同書であろうと思われるか
らである。なお労轄『敦煌漢簡校文』はシャバンヌ番号によつてい
るから特に書かない。さてその釈文は次の通りである。

三月癸酉大煎都候嬰國下厭胡守士吏方承書從事下當用
者如詔書／令史偃 疏42

この釈文のうち嬰國の國をシャバンヌは未釈で残し、承書從事は
シャバンヌ、労轄共に奉書行事とし、令史偃の前の斜線は從來の釈

文は皆書いていない。この斜線は書記官の副署の前に入れるのが普通であるから积文で欠いてはならない。これらの积文上の異同については、以後特に疑問のある文字以外はいちいちはふれない。

そこでこの簡の前にあるのは敦煌太守から都尉府等への執行命令、及び都尉府より候官宛の執行命令であり、後につらなるのは厭胡士

吏から当縣宛の執行命令の筈である。これを基準として探すと次の
ような配列が考えられる。

三月辛未敦煌大守常樂長史布弛丞賢下守候城部都尉臨部官承書從

事下當用者如詔

書到言

／□屬□如由府佐

博士

217

三月癸酉大煎都候嬰國下厭胡守士吏方承書從事下當用

者如詔書

／令史偃

42

三月庚寅厭胡守士吏(下欠)

事下當用者如詔書(下欠)

217と42の間に玉門都尉から大煎都候に対する文書が欠落している

が、現在の出土簡の中には見当らない。

いま仮に三月辛未を一日とすると、三月癸酉は三日、三月庚寅は

二十日となる。辛未と癸酉の間が極めて接近しているのに、辛未と

庚寅の間が離れているが、命令の伝達経路から考えて、太守府と候官の間より、候官と士吏、縣の間の方が近い筈で、その点はこの三簡、ことに217が42、207と同じ冊書がどうか疑念が残る。また217の

結びは「書到言」と復命を義務づけているのに、42、207にはその語がないのも疑念が残る。したがってこの三簡が確実に続くものとは判断し難いところがある。一応疑を存するものとして次にうつろう。

三 詔書冊(その二) 留變事事件

疏57(35、C140、王簿3)も「詔行下の辞」である。

四月庚子丞吉下中一ミ千ミ郡大守諸侯相承書從事下當用者

丞吉は丞相吉とあつた相の字を脱したものであり、石ミを脱し、

またこのあとに如詔書の語を含む簡がきて文章が完成することは、

元康五年詔書冊を参照すれば明らかである。丞相吉は丙吉で、神爵

三年(前五九)四月戊戌から五鳳三年(前五五)正月癸卯に薨するまで

その職にあつた。この簡の前、冊書としては右側には御史大夫(こ

の時は黃霸)から丞相に下す執行命令があり、更にその前(右)には

皇帝の制曰可を書いた簡がある筈で、又、後(左)には敦煌太守か

ら郡下の上級官への執行命令が続く筈である。

この簡は、比較的タッヂの早い筆法で書かれ、「丞」と「承」の二字は例の少ない篆書の筆法を残した書体である。このことは既にシャバンヌが認識していたとみえ、図版にはこの簡の横に疏247(297、C142、王簿5)と疏223(262、C143、王簿5)を配置して両簡の書体

(上次) 瞞長當時坐男郵海以公事怨望欲害

というものである。この簡は文字は比較的の横画を細く真直ぐに引き、波磔が少なく、「以」の字には特色のある波磔が出てゐる。また、細字で文字の間隔をつめて書いている点も特色として目立つ。このような特色を持ったものを探してみると、疏138(142、C173、王薄53)、疏162(171、172、C171、王雜17)、疏175(197、C147)、疏213(241、C199)、疏246(C188、共に王薄50)が似た筆跡であると思われる。

卷之三

(上欠)當時賊燔播磨城、藏満二百廿、以不知何人發覺種八十(下欠)とあり、疏129と同じく當時という人名が見られ、関連があると思われる。

聞留變事滿半月

とあり、中間に失なわれた部分があるかも知れぬが、上端も下端も一応完全な形を保っている。

つぎに疏213であるが、この簡はT_{VI}bi₂₄₁とT_{VI}bi₂₄₆とが接続したものであって、接続は完全で失なわれた部分はない。その文章は

棄市樂見決事」「興霸德安漢不所坐不同卽上書對具(下欠)とあり上端は完全である。「決事」の「事」の字の部分で接続し、上が246、下が241である。

文章の内容には法律用語が多いことに気がつく。129には「坐」、138には「藏満二百廿」、「不知何人」、162には「留難変事」、213には「棄市」、「決事」などがあり、裁判、訴訟に関係があるもののようにある。

これらの諸簡のうち、162の上端と213の上端とは、簡の形は完形であるが共に簡文の書き出しが簡の上端から約二・四センチ下げた部分から始まっていることに気がつく。これは両者が同一冊書である可能性を示唆するが、更に一步を進めると、162簡の下端は完全であるから、162簡の下端の文章は次に来るべき簡の上端の文と接続して意味が通ずるはずである。いま162簡の下半の文章をとつてみると、律令、吏用□疑、或不以聞、為留變事、満半月とあり、仮に213簡の上端につつなぐと

となつて文意に滯りはない。

更用て□疑し（例えば狐疑）、或いは以て聞せざるを変事を留むと
なし、半月に満つれば棄市す

という文章は漢律の佚文かとさえ考へ得るほどすつきりした接続である。従つて162簡の次に213簡が続くとみて誤まりはないであらう。

そうするところの両簡が先に指摘したように上端を空けて書いているのは何故であろうか。私はこの空白の部分がいわゆる需頭で、上奏文に対して皇帝の批答が加えられる時、皇帝の制が上奏文より一段高い所から書けるように、あらかじめ文字を低いところから書いたものと考える。その実例は元康五年詔書冊を見れば明らかで、皇帝の批答「制曰可」の制の字は簡頭からつめて書かれ、需頭の空格の部分に並んで制の字が高く掲げられる。すなわち抬頭されるわけである。

ここまで推理してみると、更に私は疏57にはじまる執行命令の冊の中に加えた疏54の「制曰可」がこの需頭された疏162、213両簡のあとに位置するのではないかと考えるのである。もとより何簡かが失なわれているから直接に統かぬが、ほぼ間違いはないのではないかと思われる。そう思ってよく観察すると、疏129以下の各簡は、木目の目立たぬすべすべした、肌理の密な木簡である点で、疏57以下の簡と同質であると見られ、冊書としてつながる可能性は極めて高い。

疏129と138とは先に少し書いたように隸長當時という人名によって両者の共通性を傍証できるが、この二簡が162、213とどういう前後関係になるかは手がかりはない。ただ疏129に「當時坐……」とあることは、坐のあとに罪状がつづくから138よりも前にある可能性が強い。そして隸長当時の罪が「留變事滿半月」まで含むのか、213に嗣、徳、

安漢などの人名があるがこの人物と当时とが同じ事案につながるのか、別の事案であるのかは決め手がないが、疏162、213は律を引用していると考へれば判決の辞に近い部分であると判断されるから、おそらく後半に置く方が良いだろう。

このように推論した末、私は何かの事件の判決に関する詔書であると考へて、次のように復原する。

(上欠) □隸長當時坐男郵海以公事怨望欲害

(上欠) 當時賊燔捕隸城臧滿二百廿以不知何人發覺種八十(下欠)

騎以聞治所謂留難變事當以留奉□□□□□□□律令吏用□疑或不以聞

爲留變事滿半月

棄市樂見決事與霸德安漢不所坐不同卽上書對具(下欠)

……

制 曰可

(年月日御史大夫霸下丞相承書從事下當用者如詔書)

四月庚子承(相)吉下中一ミ千ミ石ミ郡大守諸侯相承書從事下當用者

(如詔書 少史某令史某、某)

(某月干支 敦) 煙大守常樂承賢下部縣官承書從事下當用者
(如詔書 / 屬某府佐某)

失 57 54 129
失 190 138
失 205

(玉門都尉の執行命令)

□月丙寅大煎都守侯□□□□□□□下士吏異承書從事
下當用者如詔書

／令史尊

247
223

失

四 「実籍部中」 冊

疏221 (257・258、C 148、149、王簿8) は

出入關人畜車馬器物如關書移官會正月三日毋忽如律令
という文章で、関所、おそらく玉門関を通った人畜、車馬、器物についての調査と集会を命じた文書である。

本簡と極めて関連の深い内容を持つ簡として疏147 (152、C 150、王簿7) がある。すなわち

十二月癸丑大煎都候承罷軍別治富昌縣謂部士吏寫移書到實籍吏出
入關

人畜車馬器物如官書會正月三日須集移官各三通毋忽如律令

という簡文である。この簡を見れば疏221に関連すると考えられるものとして疏137 (42、C 168、王簿9) がある。その簡文は

(上欠) 部候長寫移書到趣實籍部中移 (下欠)

とあり、疏147の右行と同じく「写移書到、実籍部中」の句が見られる。

疏221、147、137が関連があることは早くから気がつかれていた。シ

ヤバンヌはその書において疏221にC 148、149の番号を与えて接続させると共に疏147をC 150として写真で隣に配した。王国維は『流沙墜簡』の簿書の七に疏147、八に疏221、九に疏137を配し、137及び147の中にある「實」字の書体が平輿令薛君碑と同じである旨を記し、陳直氏は「敦煌漢簡釈文平議」の168 (疏137) 簡の按文で、実籍の語が150 (疏147) 簡と同じである旨を指摘している。¹⁴⁷ しかしいずれもそれ以上の議論はない。また藤枝晃氏は「長城のまもり」の中で疏137と147を引用し、147簡に官書とあるのは137簡に關書とあるのに従つて正すべきであると指摘したが、両簡の内容が同じであることは当然認識されている。

「實」の書体で明確にわかるように、疏137簡と221簡の筆者、及び疏147簡の筆者が同一人であることは疑いない。ただ137、221、それに147が同一冊書になり得るか否かという点については判断に迷うところがある。その第一の理由は、疏147が両行の觸という特異な材料に書かれているからである。フラットな通常の簡と觸とが冊書になり得るだろうか。私は今はなり得ると断言する自信はない。両行の觸は敦煌出土簡では疏203、疏524などにその例があるが、居延では例がない。それで私は慎重に疏147は221、137とは冊書にならぬという建前を通することにする。

それでは疏221と137との関係はどうであろうか。疏137は上端が欠け、文章は「部候長」から始まり、「写移の書が到達したならば、趣や

かに部中を実籍して……に移せよ」という命令になるだろう。そう

すると部候長の上の字は「告」ぐ、或いは「謂」うであろう。また

文末の「移」のあとは「官」がくるのがもつとも穩當であろう。そ

う考えると疏147簡の第一行末の「実籍」の次の「吏出入」以下第二行目の「移」の前、「須集」にいたる間の文章が、疏137には入らなくなる。それは違う表現をすると疏21の文章の半分近くの部分が入らなくなるということになる。従つて疏137と221は内容が重複し、直接接続はせぬという結論になる。

疏147は文章が完全で、大煎都候承より部士吏に対する通達であることは明白である。疏137は部候長にあてたものであるから、147を受けた部士吏が自分の配下の候長に對して通達した文書であろうか。そうすると疏221はその前の、玉門都尉から大煎都候に對して送られた通達の末尾と考えるべきかも知れない。

そこで、疏221、147、137の順序に並ぶものであるということになる。

五 王莽始建国天鳳四年冊書

疏346(C366)、疏347(C368)、疏348(C369)、の三簡は極端に断片化している。积文はシャバンヌによつて
(上)□□于卿賞爵者以聞牧

始建国天鳳四年

始建国天鳳四年(下)欠

庫守宰尹千人忠□(下)欠

347

ところがこのように断片化するのは、もともと三簡の木質が類似していたためではないのか、さらにいえば同一の木簡の冊書だったのではないかという推定が可能である。

また疏349簡(C388)は积文は

趨謹之路令到縣 道官國邑十日有敢犯法(下)欠

法故事其犯免 刑□□其□□白皆上

349

というものであるが、極めて薄い簡で、現在は保存のため紙に貼りつけてあり、シャバンヌの积文と比較すると、シャバンヌが积文を行なつた時には一番上にあつた断片が、紙に貼る時には一番下へ移つてゐることがわかる。このことは後になつて保存のために手を加えたもので、349簡もこの処置をしなければ346以下の三簡と同様バラバラになつてゐる可能性があり、従つてこれもまた同一冊書であつたのではないかと疑われる。

そう考えてみると、疏347簡は単に始建国天鳳四年(一七年)の年紀のみ、疏348簡は年紀の左行に守宰尹千人忠という郡レベルの官名人名があるから、詔を郡から下級官署へ下す部分の頭部であると考え

てよいだろう。その結果、疏346と349は詔文の部分で、いすれが先行するかは明らかではない。ただ349は罰則が述べられ、346は賞の規定

う。シャパンヌは「掌爵」と訳するが、掌は賞と改めた方が意味が通る。

と思われる所以、通常賞は後に出てくると考え、349を前に配置する347の年紀は全冊書の最初にくる年紀であるとして処理する。そうすると

1

始建國天鳳四年

道官國邑十日有敢犯法
趨謹之路令到縣

法從事其犯免
刑□□其□□白者皆上

于卿賞爵者以聞牧

始建國天鳳四年

卷之三

鳳寧寧夷人志

346 349 347

その衆は方をもつて数えるにいたつたので使者を派遣していることが出ている。この四断片はその時に関連した命令である可能性が濃厚である。

348

(3) (2) (1) 羅振玉・王国維『流沙墜簡』(一九一四年、東山学社刊)
勞榦『居延漢簡考叢』(积文之部)には敦煌漢簡校文が附載されている。
同種の簡が分類され集まっているので、何か考察の材料を探すのには

手取り早くて良いのだが、内容別の分類基準が既に主観的であり、又、

ある箇がその分類の中に入ると判断することが主観的である。研究者各自の分類基準によって、項目に記載されるべき項目が何であるかによっては、

自分が独自の分類基準を立て、独自に配列させる為には何の主徴も加えなければ、生の素材を提供すべきで、それは発掘当時の状況を尊重するのが最も

いいのを我慢する事は、この機会を逃す當時の状況を尊重する事が最も良い。『睡虎地秦墓竹簡』（一九八七年、文物出版社刊）も私のいう生の

素材ではない。

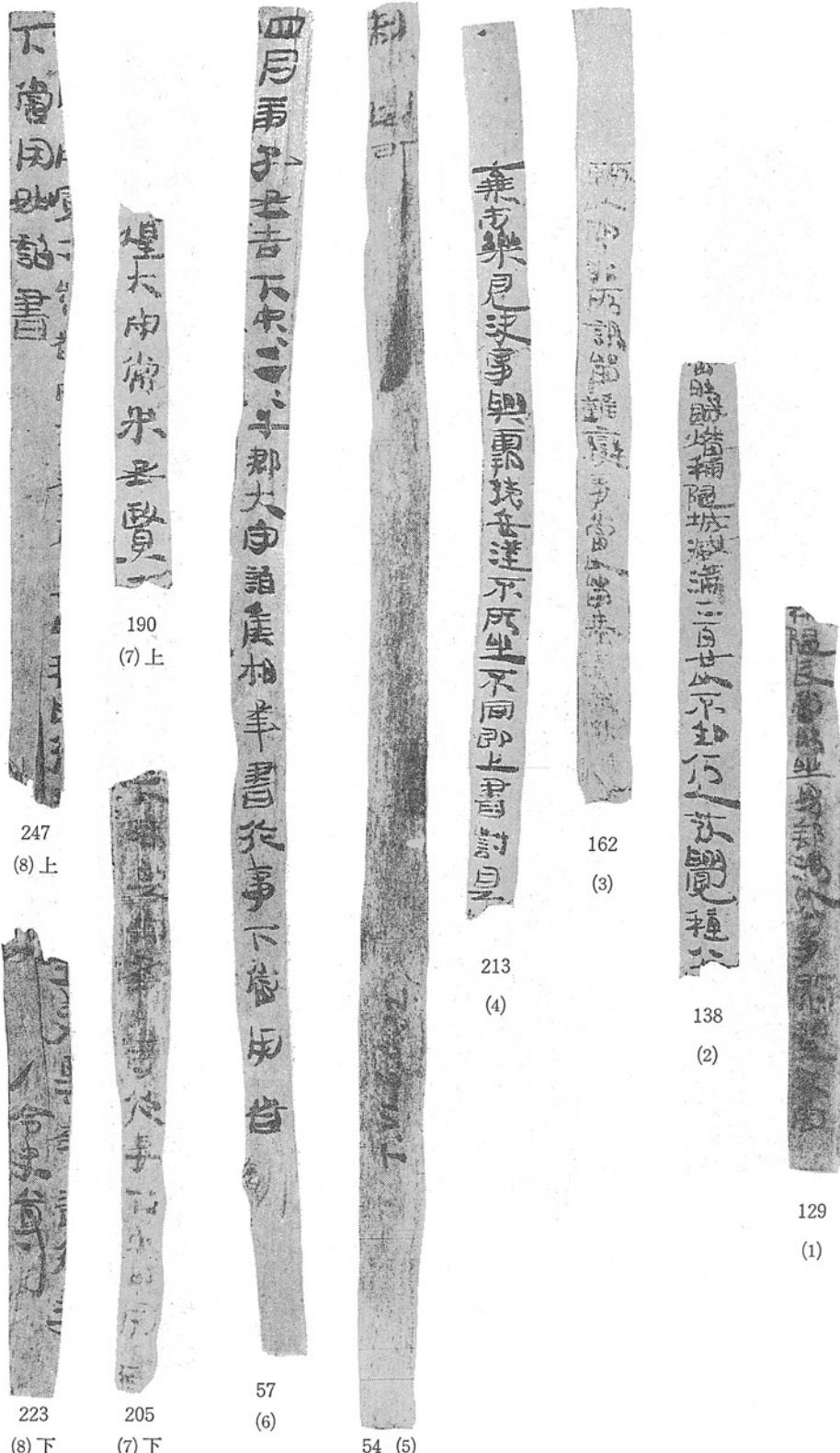
(4) 『居延漢簡甲乙編』は、上巻、一九八〇年七月、下巻、一九八〇年一

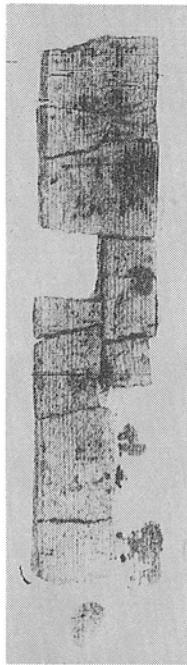
二月、中華書局の刊である。このうち甲編は一九六九年に刊行された写

真をそのままの配列で掲げ、乙編は簡番号順に写真を配列し、釈文はす

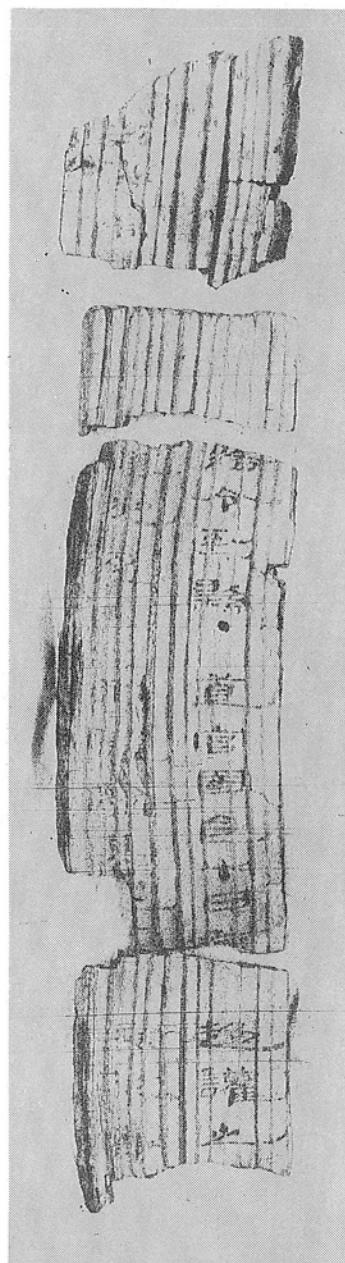
べて簡号順とした。甲編あつての乙編であるから止むを得ないが、多少混雜の嫌いはまぬがれない。

断するということ、従事の従はシャバンヌは故に积するが、他の例から考へると従を故に誤まることが多いので、従となおした方が意味が通る。「其」以下は犯者の免刑の特典について述べているのであろう。「白」とあるは自白を想像させるし、上は上奏を必要とするのであろう。それに対し346は褒賞にかかる規定の一部である





366



388



147



221



369



137



221

- (5) 林梅村・李均明編『疏勒河流域出土漢簡』(秦漢魏晉出土文献、一九八四年、文物出版社刊)
- (6) Édouard Chavannes: *Les documents chinois découverts par Aurel Stein dans les sable du Turkestan oriental*. Oxford. 1913.
羅振玉・王國維『流沙墜簡』(一九一四年、東山学社刊)
- (7) Henri Maspero: *Les documents chinois de la troisième expédition de Sir Aurel Stein en Asie centrale*. London. 1953.
張鳳『漢晉西陲木簡彙編』(一九三一年、上海有正書局刊)
- (8) 馬圈灣出土の敦煌漢簡については、甘肃省博物館、敦煌県文化館の「敦煌馬圈灣漢代烽燧遺址發掘簡報」が『文物』八一〇に発表され、後、『漢簡研究文集』(甘肃省文物工作隊、甘肃省博物館編、一九八四年九月、甘肅人民出版社刊)に収められた。
- (9) 酥油土の発掘は、敦煌県文化館の「敦煌酥油土漢代烽燧遺址出土的木簡」が、玉門花海の発掘は、嘉峪関市文物保管所の「玉門花海漢代烽燧遺址出土的簡牘」が、共に注(8)にふれた『漢簡研究文集』に発表された。
- (10) 大庭脩「敦煌漢簡积文私考」(『関西大学文学論集』二三一一、一九七四年二月)
- (11) 大庭脩「居延新出「候粟君所責寇恩事」冊書—爰書考補—」(『東洋史研究』四〇一)。後、『秦漢法制史の研究』(一九八二年二月、創文社刊)に収む。
- (12) 大庭脩「肩水金闕出土の永始三年詔書冊について」(『関西大学文学論集』二三一一、一九八四年一月)
- (13) 大庭脩「武威出土「王杖詔書・令」冊書」(『関西大学文学論集百周年記念特集』、一九八六年一月)
- (14) 大庭脩「居延出土の詔書冊と詔書断簡について」(『関西大学東西学術研究所論叢』五二、一九六一年一〇月)後、『秦漢法制史の研究』に収む。
- (15) 大庭脩「地湾出土の騎士簡冊—「材官攷」補正」(『未永先生米寿記念献呈論文集』所収、一九八五年六月刊)
- (16) 前掲(14)
- (17) 陳直「摹盧叢著七種」(一九八一年一月、斎魯書社刊)
- (18) 藤枝晃「長城のまもり—河西地方出土の漢代木簡の内容の概論」(『自然と文化別編二』所収、一九五五年)